令和8年10月30日

豚肉等の令和8年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の6第5項の規定に基づき、令和8年度の初日から令和8年9月30日までの豚肉等の輸入数量及び協定対象外輸入数量を下記のとおり公表する。

記

上段：輸入基準数量 下段：協定対象外輸入基準数量	上段：輸入数量 下段：協定対象外輸入数量	差　分
997,804 トン	539,266 トン	458,538 トン
141,213 トン	89,299 トン	51,914 トン

【備考】

・協定対象外輸入数量は、全世界からの輸入数量から、譲許適用物品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量。

・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。